

公共下水道事業認可変更案

認可区域

■今回 ■既存



▼街づくり推進課
 ☎ 23局3524
 FAX 23局0180

▼その他この計画案について、利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛知県知事に意見書を提出することができ

縦覧

INSPECTION FOR PUBLIC

公共下水道事業認可変更案

▼区域／内容①田原処理区／内容変更、期間延伸②赤羽根処理区・渥美処理区／期間延伸のみ ▼縦覧期間②2月19日(金)～3月5日(金) 市役所執務時間中 ▼縦覧場所②下水道課 ▼その他②田原市住民およ

び利害関係者は、縦覧期間内に限り市長に意見を提出できます。

▼下水道課

☎ 23局3525 FAX 22局3184

豊橋渥美都市計画事業
区画整理事業の変更案

▼施行事業／区域②田原浦片土地区画整理事業／浦町小摺地、北落方および落方の全部ならびに西浦、丸山、大原西、下蛭川、片浜町井戸瀬古および中瀬古の各部 ▼縦覧期間②2月5日(金)～2月18日(木) 市役所執務時間中 ▼縦覧場所②街づくり推進課

農業委員会委員選挙人名簿

平成22年1月1日現在で調製された農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

▼縦覧期間②2月23日(火)～3月9日(火) 午前8時30分～午後5時

▼縦覧場所②選挙管理委員会

▼選挙管理委員会(総務課内)

☎ 23局3506 FAX 23局0180

税

TAX

軽自動車の異動届

オートバイ、トラクター、軽自動車などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の「台帳上の所有者」に課税されます。売却・譲渡・下取り・解体・盗難などにより所有しなくなった場合、または所有者が死亡した場合には、必ず届出をしてください。届出がないと「台帳上の所有者」としていつまでも課税されます。詳しくは直接お問い合わせください。

お問い合わせ

・原動機付自転車(排気量125cc)

以下)、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

▼税務課

☎ 23局3510 FAX 23局0180

・軽自動車、オートバイ(126cc以上)

▼渥美自家用自動車組合

☎ 22局0746

軽自動車の名義変更および
廃車の届出

毎年3月は、軽自動車税申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

名義変更および廃車の届出は、できる限り3月中旬ごろまでに済ませてください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

▼軽自動車検査協会ホームページ
<http://www.keikenkyoor.jp/>

▼軽自動車検査協会豊橋支所
 ☎ (0532) 34局3311

